

速度取締り指針

三戸警察署の速度取締り重点

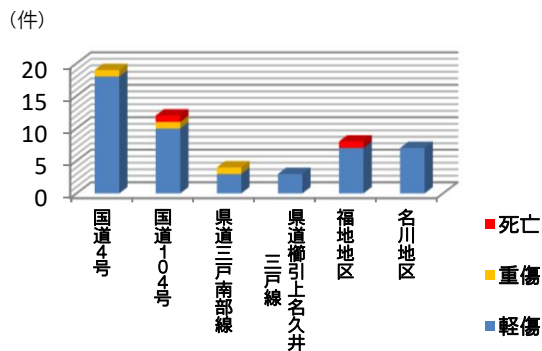
重点路線	区 域	規制速度
国道4号	主に三戸町内	50・60km/h
国道104号	管内全域	40・50・60km/h
県道三戸南部線	管内全域	40km/h
広域農道	南部町内	50km/h

※ 一般原動機付自転車の規制速度は30km/hです。

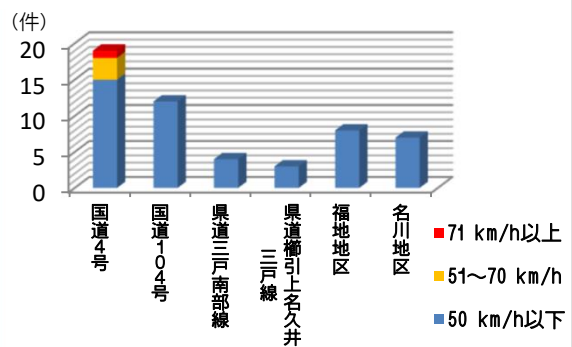
★ 重点路線以外の場所であっても、取締りを実施することがあります。

三戸警察署管内における交通事故実態(過去3年・1月～6月分)

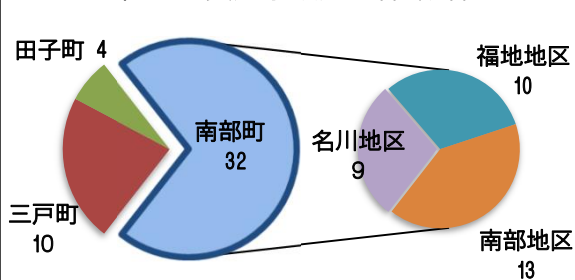
主要路線・地区の人身事故発生状況



主要路線・地区の危険認知速度の件数



地区別の交通事故発生件数(件)



- 人身事故は46件発生し、うち死亡事故が1件、重傷事故が3件発生しています。
- 死亡事故は令和3年に福地地区の国道104号上で発生しています。
- 地区別の人身事故発生件数は、南部町で32件、三戸町で10件、田子町で4件です。

※ 危険認知速度とは、運転者が相手を認め、危険を感じたときの速度で、速度が高くなると死亡率が高くなります。

その他の交通指導取締り要点

- 悪質性・危険性の高い飲酒運転や無免許運転、交差点関連違反(信号無視、一時停止違反等)の取締りを強化します。
- 学校周辺の通学路では、速度違反の他に歩行者妨害違反等の取締りを行い、商店街などの交通量の多い場所を中心に自転車利用者に対する指導を強化します。
- 運転者への注意喚起を図るため、パトカーによる警戒走行・駐留警戒を実施します。

交通指導取締りは、交通事故の抑止と被害の軽減を図る目的で実施しています。